

平成18年5月30日

各 位

会 社 名 セ メ ダ イ ン 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 黒川 靖生 (コード番号 4999 東 証 第 2 部) 問合せ先 取締役管理部長 猪瀬 一弘 (TEL.03-3442-1381)

(訂正)定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月19日に発表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」に関しまして、 語句の訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

下線_は、変更部分であり、網掛け部分 は訂正箇所であります。 訂正を要する条文のみ抜粋して記載しております。

1. 変更案の訂正

変更案(訂正前)	変更案(訂正後)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第12条 当会社は、株式名簿管理人を置く。	第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株式名簿管理人およびその事務取扱	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱
場所は、取締役会の決議によって定	場所は、取締役会の決議によって定
<u>め</u> 、これを公告する。	<u>め</u> 、これを公告する。
(常勤監査役および常任監査役)	(常勤監査役および常任監査役)
第32条 監査役は、その決議によって常勤監査役	第32条 監査役会は、その決議によって常勤監査
を <u>選定する。</u>	役を <u>選定する。</u>
2. 監査役は、その決議によって常任監	2. 監査役会は、その決議によって常任
査役を定めることができる。	監査役を定めることができる。

2. 現行定款の訂正

現行定款(訂正前)	現行定款(訂正後)
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第18条 2. 取締役の選任決議は、株主総会総会	第18条 2. 取締役の選任決議は、株主総会にお
<u>において総株主</u> の議決権の3分の1	いて総株主の議決権の3分の1以上
以上を有する株主が出席し、その議	を有する株主が出席し、その議決権
決権の過半数をもって行う。	の過半数をもって行う。
(代表取締役、役付取締役および相談役・顧問)	(代表取締役 <u>、</u> 役付取締役 <u>および相談役・顧問</u>)
第20条 3. 取締役の決議をもって、相談役また	第20条 3. 取締役会の決議をもって、相談役ま
は顧問を置くことができる。	たは顧問を置くことができる。_

以 上